

小野市基幹相談支援センター運営業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和7年2月

兵庫県小野市

1 業務の目的

小野市基幹相談支援センターは、本市における障がい者（児）及びその家族等に対して、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として一般的な障害者相談支援事業に加え、総合的・専門的な相談支援、相談支援事業所の後方支援等を行うものである。

本募集要項は基幹相談支援センター運営業務を委託するに当たり、優先契約候補者の選定を行うことを目的として実施する公募型プロポーザルの概要、審査手順等を示すものである。

2 業務の概要等

(1) 業務名

小野市基幹相談支援センター運営業務

(2) 業務内容

別紙「小野市基幹相談支援センター運営業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(3) 業務場所

小野市役所（小野市中島町531番地）

(4) 選定方式

公募型プロポーザル方式

(5) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

なお、本委託業務については、実績等を年度毎に精査し、経過良好と認められる場合には、年度毎に更新し、継続して契約することができる。

ただし、以下の場合はこの限りではなく、委託契約を締結しないものとする。

① 業務の実施につき著しく不相当と市長が認める場合

② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及びこれらに関連する政省令等に定める事項に違反した場合

③ 当該年度の予算案が成立しない場合

(6) 委託上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

20,000,000円

(7) 支払条件

前金払、部分払 無

(8) その他

本件は、予算議決前の準備行為として実施するものであり、議会において予算の減額、否決があったときは、本プロポーザルについて実施の効力を失う場合がある。

3 応募方法

単独企業による

4 参加資格要件

参加者は、次に掲げる事項を全て満たしていることを要件とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を小野市から受けている者または受けることが明らかである者でないこと。
- (3) 小野市暴力団排除条例（平成24年小野市条例第1号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員または暴力団密接関係者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされている者でないこと。
- (6) 法人税（個人企業にあっては所得税）、消費税及び地方消費税に未納がない者であること（徴収猶予の扱いを受けている者を除く）。
- (7) 相談支援事業所の指定について次のいずれかの要件を満たすこと。
 - ア 事業所が指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者または指定障害児相談支援事業者の指定を受けている。
 - イ 委託期間開始日（令和7年4月1日）までにアの事業所指定を受ける見込みがある。

項 目	日 程
公告	令和7年2月3日
参加表明書の受付期間	令和7年2月3日～2月14日
質問受付（参加表明書等関係）	令和7年2月3日～7日
質問回答日	令和7年2月12日
参加資格確認結果の通知	令和7年2月17日
企画提案書の受付期間	令和7年2月17日～28日

質問受付（企画提案書等関係）	令和7年2月17日～21日
質問回答日	令和7年2月26日
プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和7年3月6日（予定）
審査委員会	令和7年3月6日（予定）
選定結果の通知及び公表	令和7年3月7日（予定）
本業務について最も適切な者（以下、「最優秀提案者」という。）への見積依頼	令和7年3月中旬（予定）
契約の締結、業務開始	令和7年4月1日

5 本プロポーザルの実施スケジュール

※応募多数の場合は一次書類選考を行う場合がある。

※スケジュールは予定であり、市の都合により変更する場合がある。

6 参加手続き

参加を希望する者は、以下により参加表明書及び必要書類を提出すること。

(1) 提出書類（提出書類一覧表参照）

①参加表明書【様式1】

②法人概要書【様式2】

③障がい者福祉事業等の事業実績書【様式3】

④商業・法人登記現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（写し可。発行日より3月以内のもの。）

⑤納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納の無い証明書）

⑥財務諸表（写し可。貸借対照表、損益計算書及び株主（社員）資本等変動計算書。いずれも終了した直近の事業年度のもの。）

⑦指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者指定に係る決定通知書写し（令和7年4月1日時点で有効なもの）

(2) 作成要領 「14 その他」の注意事項を確認の上、上記(1)様式により、作成すること。

(3) 提出期限 令和7年2月14日（金） 午後5時15分まで必着 （持参による受付は、土曜日・日曜日・祝日を除く午前8時45分から午後5時15分までの時間帯とする。）

(4) 提出先 小野市副市長

(5) 提出場所 本要領15に掲げる担当課

(6) 提出部数 正本1部

(7) 提出方法 持参又は郵便書留のみ

7 参加表明に関する質問の受付と回答

- (1) 提出期限 令和7年2月7日（金） 午後5時15分まで
- (2) 提出先 小野市副市長
- (3) 提出場所 本要領15に掲げる担当課
- (4) 提出方法 質問書【様式4】によりFAXまたは電子メールで提出すること。
- (5) 回答方法 参加表明者に対し、質問の内容を含め令和7年2月12日（水）までにFAXまたは電子メールで回答する。

8 参加資格確認結果の通知

参加資格の結果は、令和7年2月17日（月）に、参加表明書に記載のメールアドレスに電子メールで通知する。正文については、別途郵送により送付する。

9 企画提案書の提出

- (1) 提出書類（提出書類一覧表参照）
 - ①企画提案書（表紙）【様式5】
 - ②企画提案書【任意様式】
 - ア 企画提案書は、A4縦ファイルの左綴じ製本とすること。（ただし、A3版による折込頁の挿入は可。）
 - イ 仕様書「4 業務の内容」に記載の項目ごとに、具体的な業務内容を明記すること。
 - ウ 「2 業務の概要等(5)委託上限額」の範囲内であるならば、業務内容以外の提案を盛り込むことは差し支えない。
 - ③業務実施体制【任意様式】
 - ア 業務を確実に実施、履行する組織体制を明記すること。
 - イ 業務実施に当たっての管理者及び専門的職員の配置、役割分担及び連絡体制を明記すること。
 - ④業務見積書【任意様式】

《見積書提出の際の注意事項》

 - ア 見積金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
 - イ 見積書に記載する見積額の100分の110に相当する金額（契約希望価格）が「2業務の概要(5) 見積上限額」に規定する業務規模を上回

らないこと。

ウ 見積書については、住所、会社名、代表者名、見積金額、作成日等を記入し、押印があること。

- (2) 提出期限 令和7年2月28日（金） 午後5時15分まで必着
（持参による受付は、土曜日・日曜日・祝日を除く午前8時45分から午後5時15分までの時間帯とする。）
- (3) 提出先 小野市副市長
- (4) 提出場所 本要領15に掲げる担当課
- (5) 提出部数 正本1部、副本4部
- (6) 提出方法 持参又は郵便書留のみ

10 企画提案に関する質問の受付と回答

- (1) 提出期限 令和7年2月21日（金） 午後5時15分まで
- (2) 提出先 小野市副市長
- (3) 提出場所 本要領15に掲げる担当課
- (4) 提出方法 質問書【様式4】により、FAX又は電子メールで提出すること。
- (5) 回答方法 企画提案者に対し、質問の内容を含め令和7年2月26日（水）までにFAX又は電子メールで回答する。

11 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

- (1) 次により、企画提案者等に係るプレゼンテーション及びヒアリング（以下「ヒアリング等」という。）を実施する。
 - 実施日 令和7年3月6日（木）（予定）
 - 実施場所 小野市役所
 - 出席者 1事業者3名まで
 - 実施内容 1事業者30分程度を予定
（企画提案書の説明：20分程度、質疑応答10分程度を予定）
 - 説明資料 あらかじめ提出した企画提案書をもとに説明するものとする。
 - 機材等 ヒアリング等の際に機材（パソコン等）を使用する場合は、提案者が準備するものとし、事前に本要領15に掲げる担当課へ申し出ること。なお、プロジェクター、スクリーンは担当課で用意する。
 - 提案順位 ヒアリング等の実施の際の順番については、企画提案書を受け付けた順番とする。
- (2) 選考方法

① プロポーザルの審査

「小野市基幹相談支援センター運営業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」において行い、最優秀提案者を選定する。なお、審査委員会は非公開とする。

審査委員会は、提案者の本業務に対する意欲や理解力及び企画提案に関する内容等について、ヒアリング等を実施する。

最優秀提案者の選定については、別表「小野市基幹相談支援センター運営業務委託 公募型プロポーザル方式審査基準」に基づく、各審査委員の審査結果を踏まえた、総合的な評価のうえ実施する。

なお、すべての参加事業者の総合点が60点に満たない場合は「該当者なし」とする。

② 選定結果の通知公表

審査の結果については、文書で通知するとともに、最優秀提案者を小野市ホームページで公表する。

なお、選考の過程は非公開とし、選考結果の疑義については受け付けない。

1 2 契約締結の方法

上記1 1 (2)により特定された最優秀提案者の決定後、速やかに提案書を基に詳細を協議するとともに、改めて見積書の提出を求め、契約に向けた手続を進める。なお、この協議が不調となったときは、審査により順位付けられた上位の者から順に協議を行うものとする。

1 3 失格

次のいずれかに該当した場合は、失格となることがある。

- (1) 提出書類等が本要領の提出方法に適合しない場合
- (2) 提出書類等が本要領に示された条件に適合しない場合
- (3) 虚偽の内容が記載されている場合
- (4) 本要領4に示す参加資格要件を欠くこととなった場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 審査委員会構成員に不当な働きかけをした場合
- (7) その他本要領に違反すると認められた場合

1 4 その他

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成、提出、その他プロポーザルの参加に関

して要する費用は全て参加者の負担とする。

- (2) 提出期限以降における企画提案書の差換えは認めない。
- (3) 提出書類等は原則として返却しない。
- (4) 提出書類は、審査及び説明のため、複製を作成し使用することができる。
- (5) 提出書類は、この選考の公表（広報、ホームページ等）や出版物への連載、展示等に使用できるものとする。
- (6) 業務委託契約における設計の内容については、プロポーザルの内容に拘束されず両者協議の上、変更ができるものとする。
- (7) 本市が提供する資料は、このプロポーザルに係る検討以外の目的で使用してはならない。

15 担当課

小野市市民福祉部社会福祉課障がい福祉係

〒675-1380 兵庫県小野市中島町531

電話 0794-63-1011

FAX 0794-63-1204

E-mail sha-fukusi@city.ono.hyogo.jp